

特別・特定医療法人と「出資額限度法人」の対比(未定稿)

参考資料

	特別医療法人	特定医療法人	出資額限度法人	
			右に該当しないもの	出資、社員及び役員が特定の同族グループによって占められている等の事情のないもの
定義	医療法人のうち、法人の財産が個人に帰することがなく、公的な運営が確保されているもの(医療法第42条第2項)	医療法人のうち、その事業が医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていることについて国税庁長官の承認を受けたもの(租税特別措置法第67条の2)	持分あり社団法人のうち、社員(出資者)の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の及ぶ範囲を、払込出資額を限度とすることを定款において明らかにするもの	
医療施設の規模	○特定の病床(緩和ケア病床など省令で定める9種のうちのいずれか)を有すること、若しくは行政が政策として推進すべき医療として運営費補助金の対象となりうる病院又は診療所(地域の救急医療体制に係る輪番制に参加しているもの、離島を始めとする過疎地域所在のもの) ○次のいずれかの要件を有すること ・患者40人以上の収容施設を有すること ・救急告示病院であること ・その他公益の増進に著しく寄与	○同左	なし	
収入要件	○社会保険診療に係る収入金額が全収入の80%超であること ○自費患者は社会保険診療と同一の基準により計算すること ○医療収入の金額は直接経費の1.5倍の範囲であること	○同左		
自己資本比率	○30%	○差額ベッド比率30%		
法令違反事実の有無	○医療に関する法令に違反する事実その他公益違反の事実がないこと	(通常の医療法人と同様に20%)	(同左)	(同左)
同族要件	出資比率	(出資持分なし)	(出資持分なし)	○出資者の3人及びその者と特殊の関係を有する出資者の出資金額の合計額が、出資総額の50%を超えていないこと
	社員比率			○社員の3人及びその者と特殊の関係を有する社員の数が、総社員数の50%を超えていないこと
	役員比率	○役員それぞれに占める親族関係を有する者及び特殊な関係がある者の数の割合が3分の1以下であることが定款で定められていること	○同左	○同左
特別利益付与の禁止	○役員等に対し、施設の利用、金銭貸与、資産の譲渡等その他財産の運用及び事業の運営に関し特別の利益を与えないものであること	○同左		○同左
	○役員等に対する給与支給額は、年3600万円以下であること	○同左		
解散時の財産	○解散等した場合の残余財産は国等に帰属	○同左	○同左(予定)	○同左(予定)

移行時の課税関係	非課税	非課税	◎非課税(法人・出資者とも)	◎非課税(法人・出資者とも)
社員の脱退時、相続時における残存出資者への課税	出資持分がないため、脱退・相続の課税は発生しない	出資持分がないため、脱退・相続の課税は発生しない	☆実態に即して個別に判断の結果、課税される場合があり得る	◎非課税

「出資額限度法人」に係る課税関係(未定稿)

		出資額限度法人への移行		出資者の脱退		相続に伴う課税関係			
設立 □ ————— 年月の経過 →						出資者の死亡に伴い、相続人が出資者たる地位を承継			
イメージ	<p>出資金 400万 400万 400万 400万</p> <p>出資者 A 出資者 B 出資者 C 出資者 n</p> <p>剰余金 400万 400万 400万 400万</p> <p>※この時点、仮に社員の脱退や法人の解散時の残余財産の分配を、「払込出資額に応じて」行う旨の定款を有している場合における各出資者に帰属する可能性のある額を表示したものを(したがって、この時点で、剰余金は、各出資者に帰属しているのではない。)</p>	<p>剰余金 400万 400万 400万 400万</p> <p>出資者 A 出資者 B 出資者 C 出資者 n</p>		<p>①私戻請求権 ②私戻</p> <p>出資者A 400万 400万 400万 400万</p> <p>脱退</p>		<p>①私戻請求権 ②相続 ③私戻</p> <p>死亡 出資者B 400万 400万 400万 400万</p> <p>相続人B</p>		<p>①私戻請求権 ②出資持分 ①相続</p> <p>死亡 出資者B 400万 400万 400万 400万</p> <p>相続人B</p>	
	課税関係	医療法人	課税は生じない		課税は生じない		課税は生じない		
		他の出資者	課税は生じない		<p>残存する他の出資者の出資の価額が増加することから、残存出資者について相続税法第9条に規定するみなし贈与の問題が生じる。</p> <p>○出資、社員及び役員が特定の同族グループによって占められている等の事情のあるもの</p> <p>○上に該当しないもの</p>		課税は生じない		
出資者・相続人		課税は生じない		課税は生じない		<p>定款において「社員資格を喪失した者は、その出資額を限度として私戻しを請求することができる」旨の定めがある場合であって、相続に伴い、出資持分に係る私戻額が出資額に限られた場合は、相続人が私戻を受けた金額について相続税が課税される</p>			

※財産評価基本通達194-2の定めにより評価